・リスク性商品での運用経験が少

することが問題であるとされる。 である投資信託、 のような理由から、 希望するお客様に投資信託を勧誘 割れリスクのない ②退職金の安全な運用として元本 分に説明しないまま販売した 度にリスクの大きい投資信託を十 ①商品知識や投資経験がほとんど 例えば②のケースの場合、 予期しない損害を与えた 特にリスクの大 商品での運用を リスク性商品 以下

だけであること ること (余裕資金ではないこと) 老後生活のための大切な資金であ きい株式投資信託での運用を提案 ・将来の生活基盤が年金と退職金 ・運用資金の原資が退職金という

資信託であっても比較的リスクの 用希望があった場合でも、 ないと判断されること 小さい債券型の投資信託等での運 という資金の性格から資金の一部 仮にお客様から投資信託での運 での運用に留め、 退職金 同じ投

認めた以下のような事例がある。 仕組みが複雑で極

確認したうえで販売する 託や外国投資信託などリスクの高 顧客には投資信託をお勧めしない えでの販売が必要とされていた。 性」のチェックを十分に行ったう 部のマニュアル等で定められたル ついては、これまでも金融機関内 い商品の販売は、 投資信託の中でも、 原則として投資経験のない高齢

といっ たクレー ムが寄せられるケ になぜ投資信託を販売したのか」 商品は購入した覚えがない」「リ 族から、「私は投資信託といった スクに対する理解力のない高齢者 スも散見される。

誘留意商品を販売する場合には本 今後は日証協ガイドライ クに万全を期すことは当然だが、 人の同意があった場合でも、 商品説明および適合性のチェッ 一定年齢以上の高齢顧客に勧

適合性のチェックを補強する 家族や役席者の同席により

高齢顧客への投資信託の販売に 以下のような「適合 十分に理解度を 株式投資信

ったり、 約時には購入の意思がはっきりし るケースも少なくない。 るという高齢者特有の症状が発生 内容やリスクの説明を忘れてしま ていたとしても、 な説明が求められるといえる。 代に比べて総じて弱く、 に対する認識、理解度等は若い世

しかし、それでも高齢顧客や家

明や人柄を信用して投資信託の に考えたり、 人を決心したものの、 ケースもある。 くなったので解約したい」 んだら投資信託で運用するのが恐 後になって「目論見書をよく読 書類をよく読ん 担当者の熱心な説 その後冷 という

のような対応が求められる。

をできるだけ詳細に記録する 名以上で応接にあたり、応接内容 ・営業店側でも役席者を含めて2 契約にあたっては家族の同席を 家族の同意の下で契約する

商品内容を理解してもらう 分かりやすい説明を心がけ

高齢顧客は、 本人だけでなく家族からもク ムが寄せられ、トラブルにな 思い出せなくなったりす 商品内容やリスク 後になって契約 より詳細 契

POINT

- 高齢顧客への提案では、何より その高齢顧客の投資経験等に応 じた商品をすすめるという「適 合性の原則」が重視される
- 契約後に商品内容等を忘れてし まようなケースに備え、家族や 役席が同席のうえで提案を

ルールに基づいた 高齢顧客対応は ここがポイント

当と思われる勧誘は行ってはなら

これを「適合性の原則」と

投資信託等を販売する金融

退職金の運用を希望する場合

低リスクで少額の運用を提案

てください」ということである。

客様の意向や実情に照らして不適

様々なタイプのお客様に対して、

「その人にふさわしい商品を勧め

投資に関する知

な資産家もいる。 高齢者もいれば、 金と預貯金だけで生活をしてい

投資経験の豊富 初めて投資をす

お

「適合性の原則」とは、

こうした

るサラリー マンもいるだろう。

るお客様には様々な方がいる。

売した金融機関に損害賠償責任を

投資信託をお勧めする対象とな

の遵守を明らかにしている。 というように、「適合性の原

損害賠償責任を負うこともある。

過去の裁判でも、

は、金融機関または販売担当者が に予期しない損失が生じた場合に

横浜港北行政書士法人

沿った適正な商品の提供に努めま 的などに応じ、お客様のご要望に

ここでは、日証協ガイドラインに基づ いた高齢顧客対応について、守るべきル ールや対応のポイントを解説するととも に、担当者が疑問に感じやすい点につい てQ&Aで紹介する。



客様の知識、

経験、

財産、運用目

わけではない。 ただちに直接、

しかし、

販売した

罰則が科せられる

投資信託が元本割れして、

お客様

る「勧誘方針」

においても、「お

各金融機関が独自に作成してい

「適合性の原則」に違反しても、

き重要なルー

ルとされている。

機関およびその担当者が遵守す

識や経験などを十分に把握し、 販売担当者はお客様の投資目

知識、経験、運用目的等をチ

適合性

品)を勧誘・販売する スク性商品 (投資型金融商

信託の運用は自己責任で行わなけ 商品であることを知った」「投資 信託が元本割れする可能性がある ればならないことが分かった」 身内に話したりして、「

うことが理由だろう。

高齢顧客に担当者自身を信用して 分に理解してもらうよう努力する 商品性を理解してもらうことであ ことが重要だ。 とも大切なことは「投資信託」の もらうことは重要であるが、 投資信託を販売するにあたり、 担当者は、 た分かりやすい説明を心がけ 高齢顧客に商品内容を十 まずはたとえ話を もっ

エ

ツ